

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日
が休息日
に当たるときは、
その翌日)

目 次

◇ 告 示 昭和五十七年度鳥取県一般会計補正予算等
昭和五十八年度鳥取県一般会計予算等

告 示

鳥取県告示第二百六十三号

昭和五十八年二月定例県議会で三月三日議決された昭和五十七年度鳥取県一般会計補正予算、昭和五十七年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算、昭和五十七年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、昭和五十七年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和五十七年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算、昭和五十七年度

鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算、昭和五十七年度鳥取県営駐車場事業特別会計補正予算、昭和五十七年度鳥取県管理立事業会計補正予算、昭和五十七年度鳥取県観光施設事業会計補正予算及び昭和五十七年度鳥取県病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

昭和57年度鳥取県一般会計補正予算

昭和57年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,921,387千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243,142,648千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計	
		千円	千円	千円	
1 県税		31,733,450	△ 1,012,274	30,721,176	
		1 県民税	8,423,143	△ 192,633	8,230,510
		2 事業税	8,057,565	△ 444,253	7,613,312
		3 不動産取得税	1,566,685	△ 108,907	1,457,778
		4 県たばこ税	1,359,609	△ 9,439	1,350,120
		5 娯楽施設税	288,297	43,641	331,938
		6 料理飲食等消費税	3,073,528	△ 28,365	3,045,163
		9 狩猟者登録税	22,789	△ 1,835	20,954
		10 自動車取得税	1,643,707	△ 124,746	1,518,961
		11 軽油引取税	2,908,880	△ 143,827	2,765,053

3 地方交付税	1 地方交付税	75,771,980	1,046,341	76,818,321
		17,746	△ 1,860	15,886
4 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	179,165	4,260	183,425
		179,165	4,260	183,425
5 分担金及び金	1 分担金	1,339,692	△ 17,199	1,322,493
		4,650,364	△ 296,061	4,354,303
6 使用料及び料	1 使用料	2,583,698	△ 19,615	2,564,083
		3,344,946	△ 24,831	3,320,065
7 国庫支出金	1 国庫負担金	22,065,700	△ 251,554	21,814,146
		74,437,202	△ 433,476	74,003,726
8 財産収入	3 委託金	671,213	1,374	672,587
		2,168,916	△ 1,889	2,167,027

		歳 入		歳 出	
	金額	金額	金額	金額	金額
9 寄 附 金	1 財産運用収入	1,231,009 △	5,000	1,226,009	
	2 財産売却収入	937,907	3,111	941,018	
10 繰 入 金	1 寄 附 金	92,109	87,385	179,494	
	2 基金繰入金	5,648,910 △	1,317,577	4,331,333	
12 諸 収 入	1 特別会計 繰入金	465,760	823	466,583	
	2 基金繰入金	5,183,150 △	1,318,400	3,864,750	
13 債 債	3 公営企業貸付 金元利収入	2,293,358 △	117,227	2,176,131	
	4 貸付収入 金	22,280,018 △	476,375	21,803,643	
1 県 債	5 受託事業収入	629,134 △	63,685	565,449	
	6 収益事業収入	442,000	1,651	443,651	
歳 入 合 計	7 雑 入	1,794,566	79,421	1,873,987	
	1 県 債	19,812,000 △	2,397,000	17,415,000	
		248,064,030 △	4,921,387	243,142,643	
1 議 会 費	1 議 会 費	689,749 △	28,132	661,617	
	2 総 務 費	13,519,193	676,806	14,195,999	
2 総 務 費	1 総務管理費	8,983,203	171,346	9,154,549	
	2 企 画 費	541,852	436,800	1,038,652	
3 徴 税 費	3 徴 税 費	1,423,710 △	10,807	1,412,903	
	4 市町村振興費	1,213,954	25,155	1,239,109	
6 防 災 費	6 防 災 費	833,094 △	5,438	827,656	
	7 統計調査費	253,885 △	250	253,635	
3 民 生 費	1 社会福祉費	6,910,035 △	516,822	6,393,213	
	2 児童福祉費	4,443,942 △	106,468	4,337,474	
3 生 活 保 護 費	3 生活保護費	2,624,548 △	42,372	2,582,176	

4 衛生費	1 公衆衛生費	8,775,763 △	226,840	8,548,923
	2 環境衛生費	2,617,572 △	165,777	2,451,795
	3 保健所費	536,536 △	9,155	527,381
	4 医薬費	1,236,023 △	4,060	1,231,963
5 労働費	1 労政費	4,385,632 △	47,848	4,337,784
	2 職業訓練費	1,153,812 △	42,316	1,111,496
	3 失業対策費	288,264	716	288,980
	4 職業訓練費	550,496 △	34,647	515,849
6 農林水産業費	1 農業費	226,421 △	8,385	218,036
	2 畜産業費	43,584,574 △	555,286	43,029,288
	3 農地費	12,683,384 △	365,862	12,317,522
	4 林業費	2,516,402 △	264,115	2,252,287
7 商工費	1 農地費	16,532,805	82,261	16,615,066
	2 水産業費	7,765,140 △	103,527	7,661,613
	3 水産業費	4,086,843	95,957	4,182,800
	4 水産業費	22,673,619 △	1,447,393	21,226,226
8 土木費	1 商業費	14,398,913 △	50,376	14,348,537
	2 工鉱業費	8,205,916 △	1,417,017	6,788,899
	3 観光費	68,790	20,000	88,790
	1 土木管理費	58,517,001 △	601,851	57,915,150
9 警察費	2 道橋のよう路費	366,270 △	4,726	361,544
	3 河川海岸費	24,061,654 △	172,562	23,889,092
	4 港湾費	16,138,068 △	372,823	15,765,245
	5 都市計画費	6,485,348 △	44,071	6,441,277
10 教育費	6 住宅費	9,258,668 △	6,799	9,251,869
	1 警察管理費	2,206,493 △	870	2,205,623
	2 警察活動費	9,980,912 △	42,792	9,938,120
	1 警察管理費	8,568,518	17,036	8,585,554
10 教育費	2 警察活動費	1,412,394 △	59,828	1,352,566
	1 教育総務費	50,168,643 △	1,929,484	48,239,159
	4 高等学校費	4,347,326 △	371,549	3,975,777
	4 高等学校費	14,187,230 △	1,569,032	12,618,198

11 災害復旧費	7 保健体育費	894,297	11,097	905,394
		3,494,861△	94,240	3,400,621
12 公債費	1 農林水産施設災害復旧費	538,914△	87,365	451,549
	2 土木施設災害復旧費	2,955,947△	6,875	2,949,072
13 諸支出金	1 公債費	20,039,446	90,596	20,130,042
		20,039,446	90,596	20,130,042
歳出合計	2 娯楽施設利用税交付金	108,682	17,669	126,351
	3 自動車取得税金交付	1,093,065△	72,462	1,020,603
		248,064,030△	4,921,387	243,142,643

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	国民体育大会施設整備費	19,421千円
		地域改善対策事業費	102,556
6 農林水産業費	1 農業費	果樹農業振興対策費	2,876
		野菜振興対策費	21,300

8 土木費	4 林業費	新林業構造改善事業費	5,721
	2 道橋りょう路費	道路改良事業費	40,400
10 教育費	3 河川海岸費	河川改良事業費	9,330
		河川改修事業費	1,777
11 災害復旧費	4 港湾費	河川災害復旧助成事業費	27,800
	5 都市計画費	鳥取空港整備事業費	283,800
10 教育費	6 住宅費	流域下水道事業費	23,700
	1 教育総務費	公営住宅建設事業費	84,714
11 災害復旧費	4 高等学校費	教育財産整備費	123,225
	5 特殊学校費	高等学校校地整備費	38,759
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	養護学校整備費	17,122
		57年建設災害復旧費	44,632
計		57年港湾災害復旧費	326,836
			1,173,968

第3表 債務負担行為補正
追 加

事項	期間	限度額
財団法人鳥取県農業開発公社農用地取得資金借入金損失補償	損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	千円 融資元本 588,727千円について 損失補償契約に定める最終償還期 期限到来後10か月を経過した日 において社団法人全国農地保有 合理化協会が弁済を受けること ができなかつた元金合計額及び 延滞金並びに違約金の合計額に 相当する金額

変 更

補 正 前		補 正 後			
事項	期間	限度額	事項	期間	限度額
千円 4,412,017 米子地区農 業公社に 対しての 損失補償 金	昭和55年度 並びに昭 和57年度 に於ける 損失補償 金	千円 4,412,017 米子地区農 業公社に 対しての 損失補償 金	千円 4,412,017 米子地区農 業公社に 対しての 損失補償 金	昭和55年度 並びに昭 和60年度 に於ける 損失補償 金	千円 4,412,017 米子地区農 業公社に 対しての 損失補償 金
米子地区農 業公社に 対しての 損失補償 金	昭和55年度 並びに昭 和57年度 に於ける 損失補償 金	千円 4,412,017 米子地区農 業公社に 対しての 損失補償 金	米子地区農 業公社に 対しての 損失補償 金	昭和55年度 並びに昭 和60年度 に於ける 損失補償 金	千円 4,412,017 米子地区農 業公社に 対しての 損失補償 金

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額 千円	起債の 方 法	限度額 千円	起債の 方 法
中小企業振興費	568,000	%	807,000	%
砂 防 費	814,000			
港湾ふ頭用地費	602,000		520,000	
下水道費	362,000		363,000	

入れたら対する計
入子の相当額と
の差額を、
借入金と
利息を
含む。)

米子地区農
業公社に
対しての
損失補償
金

公営住宅建設費	616,000			620,000		
交通指導取締費	98,000			67,000		
高設等備学校施設費	1,949,000			588,000		
教育財産管理費	550,000			260,000		
体育施設費	125,000			90,000		
治災山復旧施設費	16,000			17,000		
漁害港復旧施設費	60,000			40,000		
建設災害復旧費	655,000			651,000		
直轄河川事業費	147,000			155,000		
直轄砂防事業費	62,000			63,000		
直轄災害復旧費	42,000			48,000		
計	20,027,000			17,630,000		

昭和57年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

昭和57年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44,010千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ468,979千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正額		計
		補正前の額	補正額	
1 事業収入	1 用品調達収入	千円	千円	千円
		512,687△	45,911	466,776
		230,989△	30,989	200,000
2 自動車管理収入	2 自動車管理収入	14,486△	1,517	12,969
		267,212△	13,405	253,807
		2	1,901	1,903
3 繰越金	3 繰越金	2	1,901	1,903
歳入合計		-512,989△	44,010	468,979

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		千円 507,628△	千円 44,833	千円 462,795

2 諸支出金	1 調達事業費	225,929△	29,911	196,018
	2 自営事業費	14,787△	1,517	13,270
	3 集市中業管理費	266,912△	13,405	253,507
	繰入金	5,361	823	6,184
歳出合計		512,989△	44,010	468,979

昭和57年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

昭和57年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,828,386千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,065,012千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	
1 国庫支出金		47,139△	47,139	千円0
	1 国庫補助金	47,139△	47,139	0
2 繰入金		1,745,940△	1,397,314	348,626
	1 一般会計入金	1,745,940△	1,397,314	348,626
3 繰越金		5,186	342,909	348,095
	1 繰越金	5,186	342,909	348,095
4 諸収入		1,972,473△	268,370	1,704,103
	2 貸付収入	1,970,751△	268,370	1,702,381
5 県債		3,122,610△	2,458,422	664,188
	1 県債	3,122,610△	2,458,422	664,188
歳入合計		6,893,348△	3,828,386	3,065,012

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	
1 中小企業近代化資金貸付費		6,893,348	3,828,386	千円3,065,012

中小企業近代化資金貸付費	6,893,348△	3,828,336	3,065,012
歳 出 合 計	6,893,348△	3,828,336	3,065,012

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額 千円 方	起債の利率 方	限度額 千円 方	起債の利率 方
中小企業高度化資金貸付金	3,122,610	%	664,188	%
計	3,122,610		664,188	

昭和57年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和57年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,903千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303,347千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額		補 正 額		計	
		千円	△	千円	8		
1 国庫支出金	1 国庫補助金	3,078	△	8		3,070	
2 財産収入	1 財産私収入	22,022	△	22,020		2	
		2 財産運用収入	2		69		71
3 繰 入 金	1 一般会計繰入	164,233		13,134		177,367	
4 繰 越 金	1 繰 越 金	1,000		2,441		3,441	
5 諸 収 入	1 受託事業収入	43,915		2,481		46,396	
		2 雑 入	43,835		2,461		46,296
歳 入 合 計		307,250△	8,903		303,347		

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営林事業費		千円 270,679 △	千円 2,807	千円 267,872
	3 保育事業費	136,594 △	617	135,977
	4 処分事業費	5,090 △	4,333	757
	6 管理事業費	22,828	2,143	24,971
	2 公債費	36,571 △	1,096	35,475
	1 公債費	36,571 △	1,096	35,475
歳出合計		307,250 △	3,903	303,347

昭和57年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

昭和57年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,191千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ571,087千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 184,169	千円 141	千円 184,310
	5 国庫支出金	158,385	2,050	160,435
1 国庫補助金		158,385	2,050	160,435
歳入合計		568,896	2,191	571,087

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費	1 事業費	千円 474,561	千円 4,400	千円 478,961
	2 公債費	94,335 △	2,209	92,126
1 公債費		94,335 △	2,209	92,126
歳出合計		568,896	2,191	571,087

昭和57年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算

昭和57年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、

次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,330千円を減らし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,592千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 39,660 △	千円 8,713	千円 30,947
	1 国庫補助金		8,713	30,947
2 繰 入 金		20,560 △	4,439	16,121
	1 一般会計 繰入金	20,560 △	4,439	16,121
3 諸 収 入		26,702	8,493	35,195
	1 貸利 付収入金	26,700	8,493	35,193
4 繰 越 金		0	329	329
	1 繰 越 金	0	329	329
歳 入	合 計	86,922 △	4,330	82,592

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善 資金貸付事業		千円 86,922 △	千円 4,330	千円 82,592
	1 沿岸漁業改善 資金貸付事業	86,922 △	4,330	82,592
歳 出	合 計	86,922 △	4,330	82,592

昭和57年度鳥取県営駐車場事業特別会計補正予算

昭和57年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,158千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,888千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
歳 入				

1 事業収入	1 事業収入	千円 25,104	千円 3,801	千円 28,905
	2 繰入金	7,569	1,900	9,469
3 繰越金	繰越金	2	4,457	4,459
	繰越金	2	4,457	4,459
歳入合計		32,730	10,158	42,888

1 皇宮駐車場費	1 皇宮駐車場費	千円 32,730	千円 10,158	千円 42,888
		32,730	10,158	42,888
歳出合計		32,730	10,158	42,888

昭和57年度鳥取県管理立事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和57年度鳥取県管理立事業会計の補正予算は、次に定めると

ろによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和57年度鳥取県管理立事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 米子港旗ヶ崎地区埋立地売却面積	3ヘクタール	△2ヘクタール	1ヘクタール
(2) 境港外港昭和地区埋立地売却面積	3ヘクタール	△1ヘクタール	2ヘクタール

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 埋立事業収益	1,019,823千円	△615,319千円	404,504千円
第1項 営業収益	1,017,556千円	△621,155千円	396,401千円
第2項 営業外収益	2,267千円	5,836千円	8,103千円
支出			
第1款 埋立事業費	672,116千円	△465,505千円	206,611千円
第1項 営業費用	597,771千円	△449,826千円	147,945千円
第2項 営業外費用	74,345千円	△15,679千円	58,666千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文かつて書を「資本的収入額が資本的支出額に対し

不足する額356,016千円は一時借入金で措置するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	1,400,761千円	4,410千円	1,405,171千円
第1項 企業債	1,278,000千円	△40,000千円	1,238,000千円
第3項 建設収入	121,563千円	44,410千円	165,973千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,757,016千円	4,171千円	1,761,187千円
第3項 利子補給金返還金	0千円	4,171千円	4,171千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条中「1,278,000千円」を「1,238,000千円」に改める。

(一時借入金の補正)

第6条 予算第6条中「2,096,000千円」を「2,056,000千円」に改める。

(利益剰余金の処分の補正)

第7条 予算第8条中「104,815千円」を「0千円」に改める。

昭和57年度鳥取県営観光施設事業会計補正予算

(総 則)

第1条 昭和57年度鳥取県営観光施設事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和57年度鳥取県営観光施設事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 観光施設収益	120,874千円	0千円	120,874千円
第3項 他会計からの借入金	86,388千円	△74,527千円	11,861千円
第4項 他会計からの長期借入金	0千円	74,527千円	74,527千円
支 出			
第1款 観光施設事業費	217,522千円	△74,527千円	142,995千円
第3項 他会計からの借入金償還金	86,388千円	△74,527千円	11,861千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文かつて書を削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	42,700千円	0千円	42,700千円
第1項 他会計からの借入金	42,700千円	△42,700千円	0千円
第2項 他会計からの長期借入金	0千円	42,700千円	42,700千円

昭和57年度鳥取県宮病院事業会計補正予算

第1款	資本的支出	85,400千円	△42,700千円	42,700千円
第2項	他会計からの借入金償還金	42,700千円	△42,700千円	0千円

(総 則)

第1条 昭和57年度鳥取県宮病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和57年度鳥取県宮病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	6,645,084千円	19,389千円	6,664,473千円
第2項 医業外収益	682,713千円	19,389千円	702,102千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	2,494,078千円	△64,180千円	2,429,898千円

第1項	資金	393,298千円	△ 490千円	392,808千円
第2項	他会計からの借入金	1,928,407千円	△64,367千円	1,864,040千円
第3項	固定資産売却代金	373千円	187千円	560千円
第4項	企業債	165,000千円	△23,000千円	142,000千円
第5項	補助金	7,000千円	23,490千円	30,490千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条中「165,000千円」を「142,000千円」に改める。

鳥取県告示第二六六十四号

昭和五十八年二月定例県議会で三月三日議決された昭和五十八年度鳥取県一般会計予算、昭和五十八年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和五十八年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和五十八年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和五十八年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和五十八年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和五十八年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和五十八年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算、昭和五十八年度鳥取県宮管境港十八年度鳥取県管林事業特別会計予算、昭和五十八年度鳥取県管境港水産施設事業特別会計予算、昭和五十八年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算、昭和五十八年度鳥取県森山大山有料道路事業特別会計予算、昭和五十八年度鳥取県管駐車場事業特別会計予算、昭和五十八年度鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計予算、昭和五十八年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、昭和五十八年度鳥取県立学校水産実習

船実習特別会計予算、昭和五十八年度鳥取県管電氣事業会計予算、昭和五十八年度鳥取県管工業用水道事業会計予算、昭和五十八年度鳥取県管埋立事業会計予算、昭和五十八年度鳥取県管観光施設事業会計予算及び昭和五十八年度鳥取県管病院事業会計予算は、次のとおりである。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県庁事務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

昭和58年度鳥取県一般会計予算

昭和58年度鳥取県的一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ241,353,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3

表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 県 税		千円 31,364,252
1 県 民 税		8,766,438
2 事 業 税		7,616,659
3 不 動 産 取 得 税		1,520,210
4 県 た ば こ 消 費 税		1,397,595
5 娯 楽 施 設 利 用 税		346,529

2 地方議与税	6 料理飲食等消費税	3,200,226	7 国庫支出金	1 分担金	1,411,520		
	7 自動車税	4,420,206		2 負担金	3,150,555		
	8 鉱区税	5,398		6 使用料及び手数料	1 使用料	2,727,363	
	9 狩猟者登録税	21,995			2 手数料	727,338	
	10 自動車取得税	1,423,599		7 国庫補助金	1 国庫負担金	21,295,146	
	11 軽油引取税	2,629,260			2 国庫補助金	49,646,599	
	12 入猟税	16,137			3 委託金	892,035	
	3 地方交付税	1 地方道路議与税		1,907,969	8 財産収入	1 財産運用収入	962,133
		2 石油ガズ議与税		164,123		2 財産売却収入	344,763
		3 航空機燃料議与税		3,040	9 寄附金	1 寄附金	90,655
	4 交通安全対策特別交付金	1 地方交付税		69,897,463		10 繰入金	1 特別会計繰入金
		1 交通安全対策特別交付金		168,412			
5 分担金及び負担金							
		4,562,075					

11 繰越金	2 基金繰入金	3,687,820	1 議会費	689,656	千円	
		100,000		1 議会費		689,656
12 諸収入	1 繰越金	100,000	2 総務費	12,554,835		
		28,212,416		1 総務管理費		8,771,087
		103,173		2 企画費		659,226
		90,368		3 徴税費		1,451,890
		2,619,134		4 市町村振興費		752,429
		22,681,085		5 選挙費		360,212
		453,014		6 防災費		125,283
13 県債	7 雑収入	1,801,642	7 統計調査費	243,159		
		24,053,000	8 人事委員会費	92,391		
		24,053,000	9 監査委員費	99,158		
歳入	合計	241,353,000	3 民生費	13,930,509		
		6,744,678		1 社会福祉費		6,744,678
		4,422,377		2 児童福祉費		4,422,377
歳出	項目	金額	3 生活保護費	2,751,340		

4 衛 生 費	4 災 害 救 助 費	12,114	
	1 公 衆 衛 生 費	8,542,588	
	2 環 境 衛 生 費	2,408,120	
	3 保 健 所 費	545,175	
5 勞 働 費	3 保 健 所 費	1,237,479	
	4 医 薬 費	1,237,479	
	1 勞 働 政 策 費	4,351,814	
	2 職 業 訓 練 費	1,147,035	
6 農 林 水 産 業 費	3 失 業 対 策 費	276,383	
	4 勞 働 委 員 会 費	562,825	
	1 農 業 費	223,900	
	2 畜 産 業 費	83,927	
7 商 工 費	4 農 業 費	48,171,222	
	3 農 地 費	11,626,397	
	2 畜 産 業 費	2,774,035	
	1 農 業 費	16,799,192	
	4 林 業 費	7,790,344	
	8 土 木 費	5 水 産 業 費	4,181,254
		1 商 業 費	22,797,617
		2 工 業 費	14,541,629
		3 観 光 費	8,202,777
		1 土 木 管 理 費	53,211
2 道 路 橋 り よ う 費		55,620,695	
9 警 察 費	3 河 川 海 岸 費	298,070	
	4 港 灣 費	21,102,791	
	5 都 市 計 画 費	13,588,583	
	6 住 宅 費	9,575,654	
	1 警 察 管 理 費	8,401,747	
	2 警 察 活 動 費	2,653,850	
10 教 育 費	9 警 察 費	10,147,183	
	1 警 察 管 理 費	8,840,506	
	2 警 察 活 動 費	1,297,587	
		47,103,368	

11 災 害 復 旧 費	1 教育総務費	3,178,712
	2 小 学 校 費	17,441,655
	3 中 学 校 費	9,024,234
	4 高 等 学 校 費	12,771,696
	5 特 殊 学 校 費	2,351,032
	6 社 会 教 育 費	1,275,698
	7 保 健 体 育 費	1,060,341
12 公 債 費	1 農林水産施設災害復旧費	324,230
	2 土木施設災害復旧費	1,892,424
13 諸 支 出 金	1 公 債 費	22,026,774
	1 公 営 企 業 支 出 金	226,253
	2 娯楽施設利用税交付金	131,918
	3 自動車取得税交付金	946,693

14 子 備 費	1 子 備 費	100,000
	合 計	241,353,000

第2表 債務負担行為
新 規

事 項	期 間	限 度 額
鳥取県土地開発公社の借入金に対する債務保証	昭和58年度から昭和62年度まで	千円 鳥取県土地開発公社が昭和58年度に国庫債務負担行為による直轄事業又は補助事業の用に供する土地の先り取りするた めに金融機関から借入金にかかるとり 千円及び当該借入金にかかるとり相当額との合計額
保母修学資金貸付金	昭和58年度から昭和59年度まで	9,360
看護学生等修学資金貸付金	昭和58年度から昭和61年度まで	16,608
中小企業設備貸与事業に関する損失補償	昭和58年度から昭和70年度まで	財団法人鳥取県中小企業振興公社が中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づいて、中小企業者に対して貸与するための設備の総額280,000千円のうち、当該設備の相当する金額を限度として回収不能により生じた損失金額
野菜価格安定対策事業補助	昭和58年度から昭和59年度まで	112,754
財団法人鳥取県造林公社借入金損失補償	昭和58年度から昭和58年度からら損失補償契約に定めるところにより損失補償を	融資元本736,464千円について損失補償契約に定められた最終償還期限到来後10か月を経過した日において農林漁業金融公庫が弁済を受けらることのできなかつた元利

乾しいたけ価格安定 対策事業補助	昭和58年度	合計額(損失補償契約に定める遅延損害 金を含む。)に相当する金額	37,707
野菜流通安定対策事 業補助	昭和58年度から 昭和59年度まで		26,808
農業近代化資金利子 補給	昭和58年度から 昭和73年度まで	融資総額7,000,000千円を限度とし、各 年度の融資残高の5/100に相当する金額	
農業近代化推進資金 利子補給	昭和58年度から 昭和64年度まで	融資総額1,000,000千円を限度とし、各年 度の融資残高の2.5/100に相当する金額	
果樹災害対策利子補 給	昭和58年度から 昭和59年度まで	昭和58年度における果樹災害について、 鳥取県果実農業協同組合連合会が4,165 千円以内で行なう利子補給額の1/8に 相当する金額	
水田高度利用促進対 策事業補助	昭和58年度から 昭和59年度まで		142,500
漁業用燃油対策特別 資金利子補給	昭和58年度から 昭和62年度まで	融資総額400,000千円を限度とし、各年 度の融資残高の6/100に相当する金額	
漁業近代化資金利子 補給	昭和58年度から 昭和73年度まで	融資総額 900,000千円を限度とし、各年 度の融資残高の4/100に相当する金額	
漁業経営維持安定資 金利子補給	昭和58年度から 昭和66年度まで	融資総額 200,000千円を限度とし、各年 度の融資残高の4/100に相当する金額	
漁業経営安定資金利 子補給	昭和58年度から 昭和60年度まで	融資総額300,000千円を限度とし、各年 度の融資残高の8/100に相当する金額	
一般国道431号道路 改良事業用地購入費	昭和58年度から 昭和62年度まで		292,358
一般県道鳥取砂丘線 道路改良事業用地購	昭和58年度から 昭和62年度まで		207,704

入費	昭和58年度から 昭和60年度まで		740,000
一般国道431号橋り よる架換工事(皆生 大橋)のうち上土工 事	昭和58年度から 昭和60年度まで		1,100,000
野 鹿 取 地 方 道 鳥 取 鹿 野 舎 事 業 (新 大 正 橋) の 上 部 工 事	昭和58年度から 昭和60年度まで		1,302,500
鳥取都市計画道路停 車場布設橋りよる架 換工事	昭和58年度から 昭和60年度まで		4,860,259
鳥取空港整備事業用 地購入費及び物件補 償費	昭和58年度から 昭和62年度まで		4,000,000
賀 々 々 様 タ ム 本 体 工 事	昭和58年度から 昭和61年度まで		1,401,000
天 神 川 流 域 下 水 道 事 業 倉 吉 幹 線 管 道 布 設 工 事 (5 工 区)	昭和58年度から 昭和60年度まで		26,543
地 域 特 別 分 譲 住 宅 購 入 資 金 利 子 補 給	昭和58年度から 昭和64年度まで	当該物件を取得するため要した資金の 元利償還金に相当する金額88,404千円並 びに同物件にかかる公租公課及び火災保 険料に相当する金額の合計額	92,472
警 察 職 員 住 宅 賃 貸 借 料	昭和58年度から 昭和72年度まで		106,440
育 英 奨 学 生 貸 付 金	昭和58年度から 昭和65年度まで		
地 域 改 善 対 策 大 学 奨 学 生 貸 付 金	昭和58年度から 昭和63年度まで		

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食品衛生指導費	78,000千円	証券借入れ又は上野銀行の運用による貸付又は地方債による。償還は元金と利息とに分けて延滞し、元金は元金返済、利息は元金返済に振り替る。	10以内%	借入年度から1年後、2年後、3年後、4年後、5年後、6年後、7年後、8年後、9年後、10年後に償還する。そのうち、1年、2年、3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年を短期償還、残り部分を長期償還とする。
環境保全費	30,000	同	同	同
畜産振興費	92,000	同	同	同
土地改良費	2,642,800	同	同	同
開墾及び開拓事業費	47,600	同	同	同
農地防災事業費	9,600	同	同	同
治山費	627,000	同	同	同
林道費	320,000	同	同	同
漁港建設費	869,000	同	同	同

沿岸漁場整備開発費	200,000	同	上	同	上	同	上
中小企業振興費	210,000	同	上	同	上	同	上
道路橋りよう総務費	500,000	同	上	同	上	同	上
道路新設改良費	1,129,000	同	上	同	上	同	上
道路維持費	1,090,000	同	上	同	上	同	上
橋りよう新設改良費	80,000	同	上	同	上	同	上
河川総務費	454,000	同	上	同	上	同	上
河川改良費	2,857,000	同	上	同	上	同	上
海岸保全費	148,000	同	上	同	上	同	上
砂防費	1,423,000	同	上	同	上	同	上
港湾建設費	1,117,000	同	上	同	上	同	上
港湾ふ頭用地造成費	502,000	同	上	同	上	同	上
境港管理組合費	418,000	同	上	同	上	同	上
空港費	2,491,000	同	上	同	上	同	上
街路事業費	606,000	同	上	同	上	同	上
公園費	1,305,000	同	上	同	上	同	上

下水道費	429,000	同	上	同上	同上	同上
公営住宅建設事業費	818,000	同	上	同上	同上	同上
警察施設費	92,000	同	上	同上	同上	同上
交通指導取締費	75,000	同	上	同上	同上	同上
高等学校施設整備費	1,246,000	同	上	同上	同上	同上
体育施設費	58,000	同	上	同上	同上	同上
治山施設災害復旧費	13,000	同	上	同上	同上	同上
漁港施設災害復旧費	29,000	同	上	同上	同上	同上
建設災害復旧費	479,000	同	上	同上	同上	同上
港湾災害復旧費	86,000	同	上	同上	同上	同上
直轄河川事業費	728,000	同	上	同上	同上	同上
直轄海岸保全事業費	112,000	同	上	同上	同上	同上
直轄砂防事業費	198,000	同	上	同上	同上	同上
直轄港湾事業費	444,000	同	上	同上	同上	同上
計	24,058,000					

昭和58年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

昭和58年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ514,960千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 事業収入	1 用品調達事業収入	217,777
	2 自動車管理事業収入	17,069
	3 集中管理事業収入	278,912
2 財産収入	1 財産売却収入	450
	3 繰越金	752
3 繰越金	1 繰越金	752

歳入	合計	514,960
----	----	---------

歳出	款	項	金額
1 事業費		1 用品調達事業費	213,007
		2 自動車管理事業費	17,520
		3 集中管理事業費	278,612
		1 繰出金	5,821
		歳出合計	514,960

昭和58年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和58年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,658,025千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入

歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 証紙収入		1 証紙収入	2,598,675
		歳入合計	2,658,025
2 繰越金		1 繰越金	59,350
		歳入合計	2,658,025

歳出	款	項	金額
1 一般会計繰出金		1 一般会計繰出金	2,584,426
		歳出合計	2,584,426
2 諸支出金		1 償還金	1
		歳出合計	73,598
3 予備費			73,598

1	予備費	73,598
歳出	合計	2,658,025

昭和58年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和58年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97,995千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第280条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
---	---	----

1	国庫支出金		千円 22,770
	1 国庫貸付金		22,770
2	入金		11,948
	1 一般会計繰入金		11,948
3	繰越金		2
	1 繰越金		2
4	諸収入		63,275
	1 貸付金元利収入		62,582
	2 雑入		693
歳出	合計		97,995

款	項	金額
1	母子福祉資金貸付事業費	千円 97,995
	1 母子福祉資金貸付事業費	97,995
歳出	合計	97,995

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	高
修学資金貸付金	昭和58年度から昭和62年度まで		千円 72,456

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	千円 22,770	政府の定める方法による。	無利子%	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法による。
計	22,770			

昭和58年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和58年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,743千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰越金		千円 15,180
	1 繰越金	15,180
2 諸収入		51,563
	1 貸付金元利収入	51,523
	2 雑収入	40
歳 入	合 計	66,743

歳 出

款	項	金額
1 寡婦福祉資金貸付事業費		千円 66,743
	1 寡婦福祉資金貸付事業費	66,743
歳 出	合 計	66,743

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
修学資金貸付金	昭和58年度から昭和61年度まで		千円 10,776

昭和58年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

昭和58年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,086,678千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第280条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 歳 入 金		千円 1,332,874
	1 一 般 会 計 歳 入 金	1,332,874

2 繰 越 金		97,362
	1 繰 越 金	97,362
3 諸 収 入		2,167,502
	1 県 預 金 利 子	2,928
	2 貸 付 金 元 利 収 入	2,164,574
4 県 債		2,488,940
	1 県 債	2,488,940
歳 入 合 計		6,086,678

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付事業		千円 6,086,678
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	6,086,678
歳 出 合 計		6,086,678

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法

中小企業高度 化資金貸付金	2,488,940	千円	中小企業振興 事業団の定め る方法による。	4.3以内 %	中小企業振興事業団業務方 法書に基づき都道府県に 対する資金貸付準則第5条に 定める方法による。
計	2,488,940				

昭和58年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

昭和58年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ616,596千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 歳 入 金		千円 16,298
	1 一 般 会 計 歳 入 金	16,298
2 繰 越 金		165,005
	1 繰 越 金	165,005

3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	435,293
	2 県 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
	合 計	616,596

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費		千円 616,596
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	616,596
合 計		616,596

昭和58年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算

昭和58年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,101千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 国庫支出金	1 国庫補助金		千円 14,282
2 繰入金	1 一般会計繰入金		8,167
3 繰越金	1 繰越金		1
4 諸収入	1 貸付金元利収入		101,651
			101,649
歳 入	合 計	入	124,101
歳 出			

款	項	金 額
1 林業改善資金貸付事業費		千円 124,101
	1 林業改善資金貸付事業費	124,101
歳 出	合 計	124,101

昭和58年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和58年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ301,022千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
歳 入	1 国庫支出金		千円 1,735

2 財産収入	1 国庫補助金	1,735
	2 財産売払収入	21,364
3 繰入金	1 財産運用収入	21,362
	2 財産運用収入	2
4 繰入金	1 一般会計繰入金	175,506
	繰入金	1,000
5 諸収入	1 受託事業収入	100
	2 雑収入	45,317
6 県債	1 県債	56,000
	合計	301,022
歳出	合計	301,022
款	項目	金額

1 県営林事業費	1 職員費	103,362
	2 造林事業費	3,856
	3 保育事業費	129,533
	4 処分事業費	1,285
	5 公有林野分収造林事業費	100
	6 管理事業費	23,348
2 公債費	合計	39,538
合計	合計	301,022

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営林事業費	56,000 千円	証券借入れ又は証券発行の運用他より政府省すたるもの、事業合入は県財政債額の上により起債額の上	10以内 %	借入年度から25年ずつ償還する。他の都府県に比べ、償還期間を短縮又は償還期間中である。

計	56,000	部又は一部を翌年度に繰り延べることができる。	でも償還年限を短縮し、延ばし、又は繰上償還を行ない、若しくは償還する。
---	--------	------------------------	-------------------------------------

昭和58年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算

昭和58年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ742,609千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 204,805

2 使用料及び手数料	1 国庫補助金	204,805
	1 使用料	207,993
3 財産収入	1 財産運用収入	47
	2 財産売却収入	3
4 繰入金	1 一般会計繰入金	17,010
	繰入金	17,010
5 繰越金	1 繰越金	8,000
	繰越金	8,000
6 諸収入	1 雑収入	19,751
	雑収入	19,751
7 県債	1 県債	285,000
	県債	285,000
歳 入 合 計		742,609
歳 出		

款	項	金 額
1 事 業 費	1 事 業 費	千円 636,688
2 公 債 費	1 公 債 費	105,921
		105,921
歳 出 合 計		742,609

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県宮城港水産施設事業費	千円 285,000	証券借入れ又は証券借入方法により、郵入された債票の運用より、郵入は一部であり、都府県別の事業又は繰上り延滞及び繰上り延滞の全部に繰上り延滞する。	10以内%	借入年度から1年以内で償還する。但し、借入限度額が1年以内で償還し、かつ、償還期限が繰上り延滞を要しないことである。
計	285,000			

昭和58年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

昭和58年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,026千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金 額
1 国庫支出金	1 国 庫 補 助 金	千円 27,075
		27,075
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	14,294
		14,294
		14,294
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	41,657
		41,655
		1
		1
歳 入 合 計	3 雑 入	1
		88,026

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		千円 83,026
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	83,026
歳 出 合 計		83,026

昭和58年度鳥取県大山有料道路事業特別会計予算

昭和58年度鳥取県の大山有料道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,943千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 諸 収 入		千円 9,943
	1 雑 入	9,943
歳 入 合 計		9,943

款	項	金額
1 公 債 費		千円 9,943
	1 公 債 費	9,943
歳 出 合 計		9,943

昭和58年度鳥取県県営駐車場事業特別会計予算

昭和58年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,786千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 事 業 収 入		千円 23,118
	1 事 業 収 入	23,118
2 繰 入 金		8,613

3	繰越金	1	一般会計繰入金	8,613
		1	繰越金	2
4	諸収入	1	雑収入	53
		1	雑収入	53
		歳入	合計	31,786

歳出

1	県営駐車場事業費	1	県営駐車場管理費	31,786
		1	県営駐車場管理費	31,786
		歳出	合計	31,786

昭和58年度鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計予算
 昭和58年度鳥取県の天神川流域下水道管理事業特別会計の予算は、次に
 定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155,106千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1	分担金及び負担金	1	負担金	37,942
		1	負担金	37,942
2	繰入金	1	一般会計繰入金	117,163
		1	一般会計繰入金	117,163
3	諸収入	1	雑収入	1
		1	雑収入	1
		歳入	合計	155,106

歳出

1	流域下水道管理事業費	1	管理運営費	26,738
		2	業務費	128,368
		1	管理運営費	26,738
		歳出	合計	155,106

昭和58年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算
昭和58年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ147,001千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 財産収入		千円 138,943
	1 財産売却収入	138,943
2 繰越金		8,033
	1 繰越金	8,033
3 諸収入		25
	1 雑収入	25
歳入	合計	147,001

歳 出

款	項	金額
1 県立学校農業実習費		千円 147,001
	1 県立学校農業実習費	147,001
歳出	合計	147,001

昭和58年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算
昭和58年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ311,439千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 144
	1 国庫委託金	144
2 財産収入		105,990

	1 財 産 売 払 収 入	105,990
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	205,304
	1 雑 入	1
4 諸 収 入	合 計	311,439

1 県立学校水産実習船実習費	1 県立学校水産実習船実習費	311,439
	合 計	311,439

昭和58年度鳥取県営電気事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和58年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 131,034,000 KWH
- (2) 新幡郷発電所調査費 50,000千円
- (3) 袋川発電所調査費 500千円
- (4) 若桜発電所調査費 5,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 収 入 | 入 |
| 第1款 電気事業収益 1,125,037千円 | 第1款 電気事業費 1,177,022千円 |
| 第1項 営業収益 1,120,218千円 | 第1項 営業費用 790,559千円 |
| 第2項 営業外収益 4,819千円 | 第2項 営業外費用 386,463千円 |

支 出

- (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 243,239千円は当年度分損益勘定留保資金 182,601千円及び繰越利益剰余金処分額60,638千円で補てんするものとする。)

収 入

- | | |
|------------------|---------------------|
| 第1款 資本的収入 1千円 | 支 出 |
| 第1項 固定資産売却代金 1千円 | 第1款 資本的支出 243,240千円 |

第1款 資本的支出 243,240千円

第1項 建設改良費	71,764千円	(1) 年間給水量	21,826,000立方メートル
第2項 企業債償還金 (一時借入金)	171,476千円	(収益的収入及び支出)	
第5条 一時借入金の限度額は、155,500千円と定める。 (議会の議決を経なければ流用することできない経費)		第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	
第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。		収 入	
(1) 職員給与費	428,467千円	第1款 工業用水道事業収益	318,736千円
(2) 交 際 費	400千円	第1項 営業収益	289,678千円
(利益剰余金の処分)		第2項 営業外収益	29,058千円
第7条 繰越利益剰余金のうち60,638千円は、次のとおり処分するものと定める。		支 出	
(1) 減債積立金		第1款 工業用水道事業費	261,132千円
(たな卸資産購入限度額)		第1項 営業費用	201,018千円
第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。		第2項 営業外費用	60,114千円
(総 則)		(資本的収入及び支出)	
昭和58年度鳥取県営工業用水道事業会計予算		第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 103,687千円は当年度分損益勘定留保資金44,161千円、過年度分繰越欠損金減少に伴う留保資金42,555千円及び当年度繰越欠損金減少に伴う留保資金16,971千円で補てんするものとする。)	
第1条 昭和58年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。		収 入	
(業務の予定量)		第1款 資本的収入	15,090千円
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。		第1項 出 資 金	15,090千円
		支 出	
		第1款 資本的支出	118,777千円
		第1項 建設改良費	11,316千円
		第2項 企業債償還金	67,461千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金 40,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 86,588千円

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業の経営健全化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、26,718千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和58年度鳥取県管理立事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和58年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 米子港旗ヶ崎地区埋立地売却面積 2ヘクタール
 - (2) 境港外港昭和地区埋立地売却面積 3ヘクタール
 - (3) 境港外港竹内地区埋立事業 工事費 3,406,485千円
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 埋立事業収益 754,551千円

第1項 営業収益 754,015千円

第2項 営業外収益 536千円

支 出

第1款 埋立事業費 460,676千円

第1項 営業費用 413,571千円

第2項 営業外費用 47,105千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 206,710千円は当年度分損益勘定留保資金9,089千円及び当年度利益剰余金処分額197,621千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 3,407,661千円

第1項 企業債 3,247,000千円

第2項 他会計からの長期借入金 1,198千円

第3項 建設収入 159,463千円

支 出

第1款 資本的支出 3,614,371千円

第1項 建設改良費 3,407,683千円

第2項 企業債償還金 195,986千円

第3項 利子補給金返還金 10,702千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 104,900千円は、一時借入金で措置するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		104,900千円
第1項 他会計からの借入金		104,900千円
支	出	
第1款 資本的支出	209,800千円	
第1項 企業債償還金	104,900千円	
第2項 他会計からの借入金償還金	104,900千円	
(一時借入金)		
第5条 一時借入金の限度額は、270,000千円と定める。		

昭和58年度鳥取県営病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和58年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	722床
(2) 年間入院患者数	232,776人
(3) 年間外来患者数	311,410人
(4) 一日平均入院患者数	636人

(5) 一日平均外来患者数 1,045人

(6) 主要な建設改良事業

医療機器備品 88,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		6,873,332千円
第1項 医業収益		6,184,786千円
第2項 医業外収益		688,546千円
支	出	
第1款 病院事業費用	7,198,858千円	
第1項 医業費用	6,951,708千円	
第2項 医業外費用	243,045千円	
第3項 特別損失	4,105千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資本的収入		2,523,479千円
第1項 出資金		431,342千円
第2項 他会計からの借入金		2,005,897千円
第3項 固定資産売却代金		240千円
第4項 企業債		83,000千円
第5項 補助金		3,000千円
支	出	

